

北京三友知識産権代理有限公司

2005 年第 9 号 (全第 45 号) 2005 年 10 月 1 日発行

ディズニーの中国語ドメイン名が不正登録され、ブランドが受けた損害は既に回復困難となる

最高人民法院民事裁判第三法廷が計画している第四四半期知的財産事務で知的財産権を裁判する裁判官の“知るべきこと、なすべきこと”についての規範が定められる

商務部により 12 種の対外貿易違法行為が定められ、規則違反は直ちに公表される

第一回“インターネット知的財産権の保護における言論界及びネットワークの著作権の自律協約の発表式”が北京で挙行される

人民法院は、“金華ハム”の本家を明らかにする

北京で商標保護特別摘発活動が始動する

中国の特許出願総件数は 250 万件を突破する

ディズニーの中国語ドメイン名が不正登録され、ブランドが受けた損害は既に回復困難となる

<http://www.chinaiprlaw.cn/file/200509155746.html> 2005-09-15

香港ディズニーランドが正式に開園したとき、ネットワーク上における“迪斯尼(ディズニーの中国語表記).cn”の中国語ドメイン名は、既に一自動車販売会社のホームページを指していた。判明したところによれば、“米老鼠(ミッキーマウスの中国語表記).cn”がディズニー北京代表処に属するほかは、“唐老鴨(ドナルドダックの中国語表記)”、“白雪公主(白雪姫の中国語表記)”等の複数のディズニーの代表的なアニメキャラクターの中国語ドメイン名は、既にすべて不正登録され尽くされてしまっている。ディズニーは、既に香港国際仲裁センターにドメイン名紛争処理の申立てを提出した。

判っているところによれば、2004 年以来、ディズニーの中国語ドメイン名



争奪事件は、これまで常にディズニーのさらなる発展を阻害してきており、特に、ディズニーが北京、深圳でさらに二箇所の遊園地の開園を準備する発展計画は、ディズニーのブランド保護における弱さによって直接の影響を受けている。ディズニーは、不正登録された中国語ドメイン名の回復の為に不断に努力しており、特に香港ディズニーランドの開園前に急いで解決できることを希望していた。

ディズニーの中国語ドメイン名の管理会社の分析によれば、ディズニーは“迪斯尼.cn”を奪回する為に多大な財力と労力を傾けなければならないが、仮に奪回したとしても、既にブランドが被った損害は回復が困難であるという。

ディズニーと同じく、知的財産権の保護を十分に重視している世界の上位500位企業も、中国語ドメイン名において同様の問題が発生している。

統計によれば、中国市場に既に進出している、及び進出しようとしている世界の上位500位企業のうち、50%以上の企業は、なおも中国のユーザーが使用するのに便利な中国語ドメイン名を登録していないとのことである。

最高人民法院民事裁判第三法廷が計画している第四四半期知的財産事務で、知的財産権を裁判する裁判官の“知るべきこと、なすべきこと”についての規範が定められる

世界法律大会が開催された後、最高人民法院民事裁判第三法廷は、その時機をとらえて第四四半期の各事務を適切に計画し終え、適時に全法廷会議を開催して、前三四半期の裁判事務及び世界法律大会で同法廷が担当した業務を暫し総括し、業務で特に優秀な同志に対して表彰を行った。最高人民法院は、さらに上半期の人民法院の組織及び最高人民法院の規律検査と公正、清潔な業務の確立に関する状況を通達した。第四四半期の任務は重大で、全国知的財産裁判事務座談会の開催、知的財産権の権利抵触、音楽、テレビジョンに係る紛争処理、不正競争紛争に関する法律の適用等の四の司法文書原案の起草作業を完了しなければならず、第二審及び再審の事案が増加し、困難性は増大していることから、さらに同法廷及び全国の知的財産司法行為について規範化し、特別の整頓等の活動をすることで処置し、指導をするものである。同法廷が担当する最高人民法院及び国家知的財産戦略の調査研究業務も本丸に攻め入る段階に入っている。

蒋志培廷長は、人員の組織が依然として十分でなく、副廷長が離職して研修しており、任務が重大で、課題が多い事情の下、全法廷同志は、分掌して責任を負い、十分に能力を発揮し、人民法院指導層の支持と指導の下において、人民司法と知的財産権保護事業に対する忠誠にしたがって、今年の任務の完璧な完遂を保障しなければならないと要求した。

任務の完遂を保障し、知的財産裁判の質と水準をさらに向上させる為に、民事裁判第三法廷は、最高人民法院が知的財産裁判に対して要求する“知るべきこと、なすべきこと”に基づいて、司法行為を規範化して、指導意見を提起し、かつさらに不断に充実しようとしている。民事裁判第三法廷は、近い段階

の定まった時期と追加された時期に未解決の困難な事案について検討し、既に成果を収めている。

商務部により 12 種の対外貿易違法行為が定められ、規則違反は直ちに公表される

京華時報 2005-09-10

商務部は、対外貿易経営者法律法規違反行為公告規則（以下 規則という。）を正式に対外的に公布し、対外貿易経営者に 規則 に定める 12 種の違法行為があれば、商務部により公表されることを明確に定めている。

規則 は、対外貿易経営者に輸出還付税を詐取する等の 12 種の違法行為があったときは、処分、処罰を受ける、又は法律により刑事責任を追及されるほか、さらに商務部により官庁のホームページ及び指定の全国的刊行物で公表され、それには、経営者の名称、経営場所、法定代表者等が含まれる、と規定している。

12 種の対外貿易法律法規違反行為には次のものが含まれている。輸出入を禁止されているものに該当する貨物、技術を輸出入する、又は輸出入を制限されているものに該当する貨物、技術を許可を得ることなく無断で輸出入する行為。国营貿易管理に関する定めに違反し、国营貿易管理を実施する貨物を権限の附与を受けることなく無断で輸出入する行為。禁止されているものに該当する国際サービス貿易に従事し、制限されているものに該当する国際サービス貿易に許可を得ることなく無断で従事する行為。貨物の輸出入によって知的財産権を侵害し、かつ対外貿易秩序を脅かす行為。独占防止に関する法律、行政法規の定めに違反して独占を実行する行為。不当な廉価での商品の販売、談合入札、虚偽広告の発表、営業上の賄賂をする等の不正競争を実行する行為。輸出入貨物の原産地表示を偽造、変造し、輸出入貨物の原産地証明書、輸出入許可証、輸出入割当額の証明、又はその他の輸出入証明書類を偽造、変造し、又は売買し、輸出還付税を詐取するもの。密貿易。法律、行政法規に定める認証、検査、検疫を忌避するもの。国の外国為替管理に関する定めに違反するもの。法律、行政法規の定めに違反し、対外貿易秩序を脅かすその他の行為等。

この 規則 は、2005 年 9 月 1 日から既に正式に施行された。

第一回 “インターネット知的財産権の保護における言論界及びネットワークの著作権の自律協約の発表式” が北京で挙行される

<http://218.241.72.41/n435777/n435797/n435884/6463.html>

2005 年 9 月 3 日、中国インターネット協会ネットワーク著作権連盟の主催、権利を主張する 365 ネット、億貝易趣会社の共催による第一回 “インターネット知的財産権の保護における言論界及びネットワークの著作権の自律協約の発表式” が北京国際会議センターで挙行された。

全国の主要な基礎電信運営業者、有名インターネット企業及び映画、音楽、

写真、絵画、文学等の分野の権利者の代表の合計百余人が来場した。情報産業部、国家版權局、知識産権局、商標局等の政府部門の首脳が出席して講演するとともに、さらに会議に招待された中国米国商会、国際レコード業協会、音楽著作権協会等の国際権利者団体及び電信運業者、インターネット企業の代表も来場して発言した。

新しい情勢下におけるインターネットと知的財産の関係、知的財産のインターネットの発展に対する基礎的な保障作用をどのように認識するか、及びインターネットの知的財産の普及に対する強力な促進作用について出席者と積極的な討議がされた。また、中国のインターネット産業の自律メカニズムの確立、ネットワーク従業者の行為の規範化、インターネット関連産業間の対話と協力の強化、ネットワークの知的財産権の擁護、インターネット産業の健全な発展のみちの促進及び保障等の課題について深く討議された。ネットワークの著作権の自律活動の実施機関として、中国インターネット協会ネットワーク著作権連盟は、協会及び連盟の構成員の支持と協力の下で、ネットワークの知的財産権に関する相談、交流、調停等の方面において、さらに一層、積極的、具体的な役割を發揮するであろう。

言論界の時限では、中国のインターネットの知的財産権の分野で初の“ネットワークの著作権”に関する自律協約も発表され、かつ、中国の主要なコンテンツサービス提供者及びネットワークサービス提供者により共同で署名されるとともに、連盟は、全国の関係機関に対して呼びかけを發し、積極的に誘致し、さらに広範な機関がこの“協約”に署名することを奨励している。

今回の会議の開催は、中国のインターネット企業、業界の自律が深まり、ネットワーク業知的財産権の確立と保護が新たな段階に入ったことを示している。

人民法院が“金華ハム”の本家を明らかにする

中国知識産権報 2005-09-29

最近、二年間の長きに渡った“金華ハム”商標権紛争が遂に終結を見た。上海市第二中級人民法院は、原告浙江省食品有限公司（以下「浙江食品公司」という。）の訴訟上の請求を棄却した。人民法院は、商標権と原産地域製品名称が多少抵触するときは、双方当事者は、歴史的経過を尊重する原則に基づいて解決を図らなければならない、と判示した。

浙江省金華は、予てからハムの盛んな生産で有名である。しかし、“金華ハム”商標が杭州に所在する浙江食品会社に先行して登録されたことから、原産地で生産されたハムには“金華ハム”商標を使用する権利がなくなってしまう。 “金華火腿（金華ハム）”、この四文字は、商標の名称であり、原産地製品名称でもある以上、結局のところ、いずれが大きくいずれが小さいのか、杭州、金華の両地の企業で、この為に紛争が発生していた。

2003年7月、浙江食品公司是、杭州市泰康食品公司（以下「泰康公司」という。）で、その店が販売するハムに“金華ハム”の字句が記されており、その

生産団体は金華に位置する浙江省永康ハム第一工場(以下「永康工場」という。)であることを発見した。このことから、浙江食品公司是、販売業者泰康公司及び生産業者永康工場が自社の商標権を侵害したと主張して、遂に一通の訴状で両社を法廷に訴えるに及んだ。

両被告が権利を侵害したか否かの問題について、人民法院は、審理した後で、本案の争点は商標権と原産地域製品名称の抵触であって、これについては、信義誠実、歴史的経過の尊重及び権利義務衡平の原則に基づいて解決を図らなければならない、と判示した。一方で、原告の“金華ハム”登録商標は法律の保護を受けるべきであるといわなければならない。もう一方では、原告は当該登録商標の専用権者としては、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。永康工場は、国家品質検査局の認証を得て、“金華ハム”を原産地域製品の専用標章として使用する企業であって、国の関連する定めにより、その生産、販売するハム製品の外包装、ラベル等の箇所に、“金華ハム”の原産地域製品名称及び原産地域製品の専用記号を表示する権利を有しており、その行為は、原告の商標権に対する侵害を構成しないともいえる。

しかしながら、永康工場が“金華ハム”の原産地域製品名称を使用するときには、製品の外包装とラベルに“金華ハム”の原産地域製品名称、専用標章を表示していないというような大きな瑕疵が存在していた。したがって、永康工場は、“金華ハム”の原産地域製品名称及びその専用標章を規範的に使用すべきであるといえるから、原告の登録商標専用権が尊重され、原告の登録商標専用権との抵触の発生は回避された。

生産業者が原告の商標権に対する侵害を構成するに至っていないから、販売業者たる泰康公司も侵害を構成しない。これによって、人民法院は、上の判決を下した。現在のところ、上訴期間は既に経過したが、人民法院は、原告の上訴状をなお受け取っていないとのことである。

北京で商標保護特別摘発活動が始動する

中国知識産権報

本紙の調べによれば(記者魏振豪)9月2日午前、北京市崇文、海淀、朝陽区工商行政管理分局の商標取締人員は、紅橋、百腦匯、海龍、鼎好の電器市場等の全市で八箇所の電子製品を販売する専門市場を直撃し、SONYの商標権に係る侵害疑義製品について集中的に摘発した。その当日から、北京市工商行政管理局は、全市の範囲内で商標専用権保護特別摘発活動を一年間の期間で開始している。これとともに、工商行政管理部門は、偽造商標を製造、販売する商店の秩序違反記録を設け、その法律違反情報を信用情報システムに記録し、監督力を強化しようとしている。

今回の特別活動において、外国人宿舎、ホテルの商品部門が、初めてアパレル市場、電器市場とともに商標権侵害行為が著しいとする“ブラックリスト”に表われた。北京市工商行政管理局は、偽造権利侵害事件が多発する市場に市場監督管理責任制を確立し、ブランドの模倣が反復して現われる現象を根絶せ



よ、と要求している。市場の主催団体は、国際的ブランド経営者の授権文書を
検査しなければならず、管理を怠るものにはその法律上の責任を追究しなけれ
ばならない。偽造商標製品の販売が発見された市場については、市場の主催団
体も連帯責任を負うこととなる。商店が繰り返して偽造した国際的ブランドを
製造、販売するときは、主催団体は、その商店を市場から追放することができる。

中国の特許出願総件数は 250 万件を突破する

中国知識産権報 2005-09-16

先日、国家知識産権局長田力普氏が北京で明かしたところによれば、今年
7 月末までで、中国の特許出願総件数は既に 250 万件を突破したとのことであ
る。三種類の特許の出願、権利附与の件数は、いずれも大幅に増加している。
今年の 1 月から 8 月までに、国家知識産権局は、合計で 300,085 件の特許出願
を受理しており、昨年同時期と比べて 32.7% 増加しているが、特許出願の質
はなおも向上の余地があるという。

田力普氏の説明によれば、2001 年から、中国における三種類の特許出願受
理件数の年平均増加率は 20% を超え、発明特許出願受理の年平均増加率は 25%
を超えており、このような傾向は今後もかなりの長期間は維持されるであろう。
今年の 1 月から 8 月までに国家知識産権局が受理した合計 300,085 件の特許出
願のうち、国内からの出願は 237,491 件で、昨年同時期と比べて 33.1% 増加
している。外国からの出願は 63,594 件で、昨年同時期と比べて 31.4% 増加
している。発明特許の国内、外国の構成から見れば、国内からの出願は 57,394
件、外国からの出願は 53,543 件で、国内からの出願は外国からの出願をやや上
回っている。発明特許のうち、国内における職務発明の比率は若干上昇して
65% に達し、昨年同時期と比べて 4.6% 増加しているが、外国からの特許出
願のうちの職務発明の出願の比率 96.7% と比較すれば、依然として大きな格差
がある。さらに、特許出願の質と技術含有量及び権利附与された特許の平均維
持期間から見れば、国内と外国の格差はさらに大きくなっている。

北京三友知識産権代理有限公司

北京本店
住所：北京市西城区金融大街 35 号
国際企業大廈 A 座 16 層
郵便番号：100032
電話：+86-10-8809-1921
+86-10-8809-1922
ファクシミリ：+86-10-8809-1920
E-mail：info@sanyou.sina.net
E-mail：syp@sanyou.sina.net
URL：www.san-you.com

日本代表処：
駐日代表 畠山 敏光
住所：〒102-0072 日本国東京都
千代田区飯田橋 4 丁目
5 番 12 号 岩田ビル 5 階
電話：+81-3-3512-5021
ファクシミリ：+81-3-3512-5026
E-mail：sanyou_japan@yahoo.co.jp